CORPORATE GOVERNANCE

Sekisui House, Ltd.

最終更新日:2017年4月28日 積水ハウス株式会社

代表取締役社長 阿部 俊則

http://www.sekisuihouse.co.ip

問合せ先:コーポレート・コミュニケーション部 (代表電話番号)06-6440-3111

証券コード:1928

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレートガバナンスとは、あらゆるステークホルダーの信頼を得ながら持続的に企業価値を向上させるために必要な企業統治の仕組みの総体であり、当社グループは、「人間愛」を根本哲学とし、「真実・信頼」、「最高の品質と技術」、「人間性豊かな住まいと環境の創造」を掲げる企業理念に則り、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けて、その体制を構築し、迅速かつ誠実な経営に取り組んでいます。

詳細については、「積水ハウス株式会社コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに掲載しています。

URL: http://www.sekisuihouse.co.jp/company/info/gov.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11(3)】

・取締役会全体の実効性の分析・評価については、検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する基本的な方針

当社は、取引先との安定的な関係維持・強化を通じた当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、政策保有株式を保有します。政策保有株式のうち、主要なものについては、毎年、取締役会において、継続保有による中長期的な経済合理性や取引先との関係等を総合的に検証し、保有の要否を判断します。

(2)議決権の行使に関する基準

当社は、政策保有株式の発行会社の経営方針等を勘案した上で、発行会社及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間で取引を行う場合については、定価販売等利益相反のリスクが少ない特別の事情がある場合を除き、取締役会における承認を要することとし、その重要な事実については事後報告を行うこととしています。

事業年度毎に、取締役及びその近親者との取引の有無に関して、各取締役に書面による調査を行い、取引状況の把握に努めています。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)企業理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。
- (2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方や基本方針については、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに掲載します。
- (3)取締役の報酬の決定方針等は、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。なお、公正性と透明性を確保するため、委員の半数以上を独立役員で構成する人事・報酬諮問委員会における審議を経るものとします。
- (4)取締役・監査役候補者の選定方針等は、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。なお、取締役候補者の選定に関しては、公正性と透明性を確保するため、委員の半数以上を独立役員で構成する人事・報酬諮問委員会における審議を経るものとします。
- (5)取締役・監査役の候補者の個々の選任理由に関しては、株主総会招集通知に記載して説明します。

【補充原則4-1(1) 取締役会の役割・責務】

取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定が中心的な役割であるとの認識に立ち、審議事項を不断に検討し、個別の業務執行に関する意思決定は、可能な限り取締役・執行役員に委任することとします。委任の範囲は、取締役会付議基準に明確に定めており、その概要は次のとおりです。

- ・100億円未満の分譲用土地・賃貸事業用不動産の取得、借入
- ・50億円未満の設備投資等

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の候補者は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、当社が定める独立性基準を満たすものとします。当該独立性基準は、 「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。

【補充原則4-11(1) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の構成について、その実効性を確保するため、独立社外取締役を複数名以上とし、規模、バランス、多様性に関する考え方を定め、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。

【補充原則4-11(2) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知等にて開示しています。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たすために必要又は有用な知識を得るための機会を適宜、継続的に提供し、研修参加費用等は、当社が負担する旨の方針を定め、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、積水ハウスグループ企業行動指針及び企業倫理要項に基づき、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対して、経営方針をはじめ、財務情報や事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示します。また、当社の経営理念・経営方針を明確に伝え、正しい理解や適切な信頼関係を築くために、ステークホルダーの皆様との直接的なコミュニケーションによって積極的な対話に努め、皆様からいただくご意見を経営判断の参考とします。

株主・投資家との対話に関しては、代表取締役社長が統括し、IR担当部署が関連部署と社内情報の収集や対外メッセージの策定等において日常的に業務連携を行い、対話を促進します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	51,189,300	7.21
積水化学工業株式会社	42,168,727	5.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,594,900	5.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,624,515	1.92
積水ハウス育資会	13,159,086	1.85
第一生命保険株式会社	12,158,730	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託ロ7)	9,117,800	1.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	9,041,078	1.27
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	8,833,286	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	8,735,010	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成29年1月末の自己株式19,429,425株については、上記の大株主の状況に含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	1月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<u>■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</u>

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

丘夕	属性	会社との関係(※)											
八 石	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
三枝 輝行	他の会社の出身者												
涌井 史郎	他の会社の出身者												

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 輝行	0	株式会社阪神百貨店において、平成7年6 月より平成18年6月まで代表取締役(平成 7年6月より取締役社長、平成17年6月より 取締役会長)を務めた後、平成19年6月より り株式会社サエグサ流通研究所 代表取 締役に就任しています。また平成21年4月 より平成24年4月まで当社の社外監査役 を務めていました。(独立役員)	
涌井 史郎	0	昭和47年1月に株式会社石勝エクステリアを設立し、代表取締役社長を務めた後、平成14年6月より同社相談役に就任しています。 また、平成20年6月より積水樹脂株式会社の取締役に、平成22年4月より東京都市大学の教授(現特別教授)に就任しています。(独立役員)	環境関連事業等についての専門的見地に加えて、大学教授や他の会社の役員としての幅広い知見を当社の経営体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として指定した理由は、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため。

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事·報酬諮問委員 会	6	3	2	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事·報酬諮問委員 会	6	3	2	2	0	2	社内取締役

補足説明

_

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査方針及び会計監査状況等を確認するとともに情報交換を実施する等、連携を確保しています。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

- ・監査役は内部監査部門と連携を密にとり、各常勤の監査役が必要に応じて会社の業務及び財産状況の調査を連携して行っています。
- ・監査役は内部監査部門より、監査実施の都度「監査報告書」を受け取っています。また、定期的に監査役会に監査部長が出席し、状況の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
以 有	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
篠原 祥哲	他の会社の出身者													
國定 浩一	他の会社の出身者										Δ			
小林 敬	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) 1
- その他 m

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原 祥哲	0	公認会計士として朝日監査法人(現 有限 責任あずさ監査法人)にて平成13年6月よ り代表社員を務めた後、平成14年8月より 株式会社篠原経営経済研究所 代表取締 役に就任しています。また複数の会社の 社外役員に就任しています。(独立役員)	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見及び他の会社の社外役員としての知識・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として指定した理由は、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため。
國定 浩一	0	株式会社大和銀行において、平成2年6月より平成10年6月まで取締役(平成8年6月より専務取締役)を務めた後、株式会社大和銀総合研究所 代表取締役社長、りそな総合研究所株式会社 代表取締役会長を歴任され、平成15年10月に大阪学院大学教授(現 特任教授)に就任しています。 なお、國定氏は株式会社りそな銀行の前身行である株式会社大和銀行の業務執行者でしたが退任後10年以上が経過しており、現在、当社の株式会社りそな銀行からの借入依存度は顕著ではありません。(独立役員)	他の会社の経営者としての豊富な知識・経験 及び大学教授としての幅広い知見を当社の監 査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として指定した理由は、証券取 引所の定める独立性の基準及び開示加重要 件への該当がなく、一般株主と利益相反が生 じるおそれがないと客観的に言い得るため。
小林 敬		検事として最高検察庁公安部長等を歴任 し平成22年1月より大阪地方検察庁検事 正を務めた後、平成23年2月に弁護士登 録を行い弁護士として活動しています。	検事・弁護士としての司法分野に関する専門 的知見・豊富な経験を、当社の監査体制の強 化に活かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び執行役員の報酬の一つとして株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。その支給水準は、内規によって計算され た金額を基礎として、その時の株価の水準によって決定されます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、その他

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション制度は、付与対象者である取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主と 共有することにより、企業価値及び業績向上への責任意識を高めることを目的としており、その行使ができるのは役員等を退職した後となりま す。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

有価証券報告書で取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しており、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を個別開示しています。なお、平成29年1月期における代表取締役会長兼CEO 和田 勇に対する報酬等の総額は205百万円であり、代表取締役社長兼COO 阿部 俊則に対する報酬等の総額は181百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬、ストックオプション及び賞与の3種類で構成され、以下の方針に基づき決定されます。 (基本報酬)

・役位ごとの役割の大きさや責任範囲に加え、当社の経営状況等を勘案して、固定報酬として決定されます。

(ストックオプション)

・内規に基づき計算された金額を基礎として、その時の株価の水準によって決定されます。

(賞与)

・各期の売上、利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素も鑑み、総合的な配慮のもとに決定されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外監査役が出席する取締役会その他の重要な会議の開催に際しては、原則事前に資料を配布したうえで各常勤の監査役等より概要説明を 行っています。
- ・社外監査役の当社の業務執行への理解を深めてもらうために、監査役会等の場で、各取締役等から担当業務の執行状況の報告を受け、質疑応答ができる機会を継続的に設けています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会、 社外取締役及び執行役員

当社の現在の取締役会は代表取締役会長兼CEO1名、代表取締役社長兼COO1名、取締役副社長2名(うちCFO1名)、社外取締役2名、その他取締役5名の計11名(男性11名)で運営しています。社外取締役は、取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び執行役員や内部統制部門等による業務執行の監督において、それぞれの知識・経験等に基づく発言等を行っています。また、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るため執行役員制を導入しています。

当社の取締役会は原則月1回開催し、当社の経営に関わる重要な事項や法令で定められた事項について意思決定を行うとともに業績等の進捗確認を行い、執行役員の業務執行を監督しています。執行役員は四半期毎に取締役会に業務執行の状況を報告しています。

2. 監査役会

監査役会は社外監査役3名、社内監査役2名の合計5名(男性5名)の体制であり、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、事業所の実査や、取締役及び執行役員等に対する担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを、計画的に実施しています。また、監査役は内部監査部門と意見交換を密にして堅密な連携を保つとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しています。

3. CSR委員会

当社の取締役及び一部の執行役員に、企業経営者及び公職経験者の2名の社外委員を加えたCSR委員会並びにその事務を独立・専門に執り行う部署としてCSR室を設置し、企業の社会的責任についてチェック機能の強化・拡大に努めています。

4. 人事·報酬諮問委員会

取締役の諮問機関として、公正性及び透明性を確保する目的のため、取締役・執行役員の人事や報酬に関し取締役会に意見を述べます。また、 委員の半数以上は、社外取締役または社外監査役としています。

5. リスク管理委員会

取締役会の諮問機関として、リスク管理体制の適切な構築やその運用状況における実効性の確保を目的として、リスク管理体制の整備に関し、取締役会に意見を述べます。

6. 内部監査の状況

7. 会計監査の状況

当社の内部監査は、専門の内部監査部門である監査部が、法令、社内規則などに基づく内部統制、内部管理が適正に行われ、かつ実効的な運用が確保されているかについて現地監査を行い、必要に応じ是正勧告等を行っています。その監査の結果については、取締役及び監査役並びに関係部署に報告されています。なお、監査部と会計監査人は、相互に協力し、内部監査の実効的な実施に努めています。

当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社 員と当社との間に特別の利害関係はありません。平成29年1月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者 の構成については以下の通りです。(継続監査年数は7年以内のため記載を省略しています。)

・業務を執行した公認会計士の氏名

渡部 健、山本 操司、仲下 寛司

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士28名、その他32名

8. 責任限定契約

社外取締役または社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を社外役員全員と締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法が定める機関設計については、監査役・監査役会が強い独立性を有する監査役会設置会社を採用するとともに、業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入しています。

取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定、内部統制やリスク管理体制等経営の健全性確保のための体制整備等をその責務としているほか、取締役・執行役員の業務執行について、客観的かつ実効性の高い監督・評価に努めます。

監査役会は、独任制の機関である監査役による監査を組織的に行い、監査の実効性を確保するため、監査役相互の情報交換と整合性がありかつ統一的な監査方針を決定しており、その運営を含む監査役の業務を補助する従業員を複数名配置しております。

排株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日が1月31日であるため、定時株主総会は集中日とは関係なく毎年4月に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年より株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに招集通知の英文を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針である「ディスクロージャーポリシー」を作成しており、ホ ームページにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所、日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向け説明会等に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表当日、決算の概略についてCFO、IR担当責任者によるテレフォンカンファレンスによる決算説明会を実施しています。また、原則、本決算発表及び第2四半期決算発表の翌日に経営計画説明会を開催しており、CEO、COO、CFO、IR担当責任者が出席し、説明及び質疑応答を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年間5回程度、CEO、COO、CFO及びIR担当責任者が欧州、北米、アジア等の 投資家への説明を現地にて実施しています。そのほかIR担当者が適宜、海外 でのIR活動を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのURLはhttp://www.sekisuihouse.co.jpです。開示資料としては、受注速報、適時開示資料、決算短信、決算説明資料、Fact Book、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、持続可能性報告書(サステナビリティレポート)等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署名 コーポレート・コミュニケーション部 IR事務連絡責任者 執行役員 コーポレート・コミュニケーション部長 兼 IR 室長 畔柳 均	
その他	個人株主を主たる対象として、年2回Business REPORT(事業報告書)を発行しています。株主以外の投資家にもご覧いただけるように、当社ホームページにも掲載しています。また、適時開示情報を含むニュースリリースのお知らせを「IRニュースメール」として登録いただいた方に配信しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	倫理憲章である「企業行動指針」、「企業倫理要項」において顧客、従業員、取引先、株主、地域社会、行政などとの関係について詳細に規定し、ホームページにて開示しています。
	当社は企業理念の根本哲学に「人間愛」を掲げ、CSRを経営の基本として位置付けています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

会長兼CEOを委員長とし、社内委員(社内取締役全員と一部の執行役員)のほか、各界の有識者2名を社外委員として加えた「CSR委員会」を半年に1度開催しています。CSR委員会の傘下には、ESGの3部会を設け、活動の推進と徹底し、分科会で社内への浸透を図っています。事業所長と連携して活動を推進するため、全事業所にCSR推進委員を配置しています。また、毎年5月に発行している持続可能性報告書「サステナビリティレポート」で活動の詳細を冊子およびWEBで開示しています。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定

「企業行動指針」において「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する」と規定しているほか、「企業倫理要項」において、顧客・取引先・競争会社や株主・投資家に対する情報開示について具体的に規定しています。

積水ハウスは、平成18年3月に「人材サステナビリティ」を宣言し、「女性の活躍推進」「多様な人材の活躍」「ワーク・ライフ・バランスの推進」を三つの柱として推進しています。「女性の活躍推進」については、同年に本社内に「女性活躍推進グループ」を設置して、交流会やキャリア支援・研修を通じて多くの女性社員の育成、定着を図ってきました。平成26年2月には「女性活躍推進グループ」を「ダイバーシティ推進室」へと職制化し、女性従業員の活躍推進はもちろんのこと、さらに多様な人材が活躍できる企業を目指し、取り組んでいます。

住宅営業職は、夜遅くお客様宅に伺って打ち合わせをすることも多く、長年にわたり、男性中心の仕事でしたが、お客様ニーズの多様化が進む中、住まいづくりにも女性視点が重要であり企業対応力の幅を広げようと、女性営業職の採用と育成に注力しました。平成26年からは、女性営業職のさらなる活躍推進のため、店長を目指す女性営業職のための「キャリアアップ勉強会」を開催。次期店長として期待されている女性社員を対象に店長登用の目標を定め、必要な能力開発や経験をさせるなどの育成プランを実施・検証しています。その結果、現在ではマネジメント職(支店長)1人、店長・店次長28人を輩出し、仕事と育児を両立する女性営業職も年々増加しています。また、グループ会社の積水ハウスリフォーム3社では、「リフォームアドバイザー(営業)」として、育児経験のある女性を積極採用。週休三日制も選択できるなど、働き方に多様性を持たせており、全営業職の57%(628人)が女性であり、営業所長3人、店長70人が在籍、女性役員2人も誕生しています。

技術職は早くから採用・登用が進んでおり、管理職やマネジメント(設計長・管理長)を輩出し、管理職候補者も増加しています。既婚や育児中の社員も増え、重要な戦力になっています。平成26年の4月からは、全国エリア別の技術系幹部を委員とする「女性技術者活躍推進委員会」を開催しています。女性技術職の活躍を上司がコミットメントし、施策を立案検討し、組織全体で進めています。重要テーマとして、1. トップランナーの人材育成 2. 職域の拡大(現場監督など) 3. 両立支援による両立勤務者の戦力化 に取り組んでいます。現在では、高い設計能力や折衝能力・専門知識を有する技術職が認定される社内資格「チーフアーキテクト」「チーフコンストラクター」等に認定され、営業拠点で活躍、研究開発部門でも女性視点を生かした商品開発を行っています。また、「設計しと比較して少なかった「現場監督」にも、女性技術者のキャリア形成の主要な選択肢として積極登用を進めていて、「女性現場監督サポートプログラム」の運用などにより、現在は、多くの女性現場監督が誕生し、新たな価値を創造しています。その他、育児や介護のため、勤務時間の制約を受ける女性技術職を対象に在宅勤務を個別対応により導入し、働き方の多様性を広げています。。

管理職登用においては、平成26年10月より、2年間で管理職にふさわしい能力を習得することを目的に「積水ハウス ウィメンズ カレッジ(管理職候補者研修)」を開校。毎年20人を選抜し、経営理論(ビジネススキル)と現場問題解決力に重点を置いた2年間に亘るカリキュラムにより着実に育成し、管理職への登用に繋げています。

上記のように、女性自身の努力と女性活躍を推進する会社方針により、様々な職域で女性管理職が活躍しています。15人(平成18年時点)→141人(平成29年1月31日時点)※グループ全体

社会からもその取り組みを評価していただき、経済産業省と東京証券取引所が共同で女性活躍推進をテーマに抽出した「なでしこ銘柄」に住宅・建設業界で初めて平成25年に選定されて以来、唯一4度の選定を受けています。

積水ハウスグループ全体では、女性管理職を平成32年までに200人(5%)輩出することを目指しています。さらに基盤を固めた上で、女性管理職比率10%実現を目指してまいります。管理職候補者の拡大に向けて、一般事務職群や地域勤務社員から営業技術職群へ転換する「キャリアアップ・チャレンジ制度」、結婚・出産・育児・介護等を理由に退職した社員が正社員として復職できる「退職者復職登録制度」(登録期間8年)など多様な制度を整え、様々な人材が力を発揮できる職場づくりを行っています。

多様な人材がいきいきと活躍し、共通の目標に向かって力を結集することにより、イノベーションの実現を目指してまいります。

その他

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議し、その体制を整備、運用しています。

<内部統制システム構築の基本方針>

- 1. 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社の企業理念を実践し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動規範を定める。
- (2) 取締役を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施して、取締役としての職務を果たす上で必要となる法令、定款等に関する知識の周知をはかる。
- (3) 取締役会は、法令、定款、社内規則並びに上記の行動規範に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (4) 取締役会は、代表取締役の指揮命令下でその職務執行を分掌する執行役員を選任し、監督する。
- (5) 取締役会は法令及び取締役会規則に基づいて原則として月1回開催する。
- (6) 代表取締役及び執行役員は、取締役会においてその職務の執行状況を報告する。
- (7) 監査役は、法令及び社内規則に定める監査基準に基づいて、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- 2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で適正に保存及び管理する。

- a 株主総会、取締役会、その他取締役が出席する重要会議に関する議事録及び関連資料
- b 取締役が職務執行に関して決裁した重要な文書(稟議申請書及び関連資料等)
- c 取締役が職務執行に関して作成した重要な文書(契約書、覚書、報告書等)
- d その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 全社的なリスク管理に関する規則を整備し、定期的に社内に存在するリスクに関する評価と管理を行う。
- (2) 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生したときの危機管理体制について、規則を整備し、社内への周知徹底をはかる。
- (3) 当社子会社については、当該子会社の規模や業態等に応じ、当社から派遣する取締役又は監査役並びに子会社管理を所管する専門部門を通して、(1)及び(2)に準じた体制を講じさせるものとする。
- 4. 当社取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 執行役員及び従業員を通じて行う取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、職務分掌を規則で定め、権限と責任を明確にする。
- (2) 当社子会社についても、(1)に準じた職務分掌を規則で定め、権限と責任を明確にする。
- 5. 当社使用人、当社子会社取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社の企業理念に基づいて使用人がとるべき行動規範を定め、その違反に対しては、就業規則等の社内規則に基づいて適正な処分を行う。
- (2) 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範の当社及び当社子会社の使用人への周知徹底をはかる。
- (3) 社外の有識者も委員に加わった社長直轄のCSR委員会とコーポレート・コミュニケーション部に設置するCSR室が中心になり、コンプライアンス体制の整備を含むCSRの推進を行う。
- (4) 当社子会社の役職員からの内部通報も受理する内部通報窓口を通して、当社及び当社子会社内での法令違反等に関する情報の迅速な収集と適正な対応を可能にする。
- (5) 当社は内部監査部門による監査を定期的に実施する。当社子会社については、規模や業態等に応じ、当社から派遣する監査役を通して、 また、内部監査部門を有する子会社においては当社及び当該子会社の内部監査部門が連携して定期的に監査を実施する。
- 6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社から派遣する取締役又は監査役、子会社管理を所管する専門部門、もしくは、各担当部門が存する事項については当該担当部門を通して、定期的に当社への報告を行う。
- (2) 当社子会社において非常事態が生じた場合、速やかに当社への報告を行う。
- 7. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を選任する。使用人の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

8.7の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助者として選任した使用人は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動、 評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重して決定する。

- 9. 当社監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び執行役員は、当社監査役が出席する取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告する。
- (2) 当社の取締役、執行役員及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査役に報告する。
- (3) 当社子会社の役職員から当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の内部通報がなされた場合、内部通報窓口の担当者は直ちに当社監査役に報告する。
- (4) 当社及び当社子会社は、(2)及び(3)の報告又は内部通報をした者に対して、当該報告又は当該内部通報を理由として不利な取り扱いを行わない。
- (5) 稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に係わる重要書類については、監査役に回付する。
- 10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役よりの、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求については、職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、速やかに処理を行う。

- 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役と内部監査部門は意見交換を密にして堅密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。
- (2) 監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。

<運用状況の概要>

- 1. コンプライアンス及びリスク管理について
- (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定めた積水ハウス株式会社コーポレートガバナンス基本方針を制定し、公表しています。

- (2) リスク管理体制の適切な構築やその運用状況における実効性の確保を図り、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しています。
- (3) 企業理念・行動規範、積水ハウスグループ企業行動指針・企業倫理要項を掲載した小冊子を当社及び当社子会社の役員・使用人に配布し、周知・遵守を図っています。
- (4) 当社使用人及び当社子会社の役職員を対象としたリスクマネジメント研修を定期的に実施しています。
- (5) 海外子会社の財務報告に係る内部統制システムについては、経理財務部内に海外内部統制推進室を設置し、その構築・整備を進めています。
- (6) 社内・社外の窓口にて相談を受け付ける内部通報制度として、積水ハウスグループ企業倫理ヘルプライン(SCSシステム)及び積水ハウスグループ取引先企業倫理ヘルプラインを設置しています。
- 2. 職務の執行の効率性の確保について
- (1) 当社は業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入しています。執行役員は、四半期毎に取締役会へ業務執行の状況を報告しています。
- (2) 平成29年1月期においては、取締役会を11回開催した他、会社法及び定款の規定に基づく書面決議を1回実施しました。
- 3. 監査役監査の実施について
- (1) 監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、事業所の実査や、取締役及び執行役員等に対する担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを、計画的に実施しています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人を複数選任し、監査役会の事務局運営や監査役の報告の徴求等監査役の職務遂行に必要な事項を補助しています。
- 4. 子会社の業務の適正性の確保について
- (1) 当社各部門が各担当業務に応じて子会社の業務を指導、監督するほか、一部の子会社については、当社から取締役、監査役を派遣し、業務執行を監督、監査を行っています。
- (2) 子会社管理の専門部署を設置し、各子会社の業務執行状況について、随時又は定期的に報告を求めるほか、業務基準の整備等を進めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)「企業行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。」と基本方針を規定しています。
- (2)「企業倫理要項」において、「反社会的勢力との関係断絶」について具体的に規定し、役職員が遵守するよう図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新なし



